平成２２年（フ）第１０８１号
福岡県糸島市篠原西２丁目７番58号　202
債務者　篠原　勝稔
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０８２号
福岡県筑紫郡那珂川町中原３―81―101、住民票上の住所福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目87番地　ロイヤルハイツ博多南103号
債務者　高原　法香
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１３４号
福岡市博多区那珂２丁目７番15―205号
債務者　藤田ヒロミ
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１４５号
福岡県春日市天神山２丁目67番地池の内荘１号
債務者　柿川　清美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７号
福岡県三潴郡大木町大字奥牟田281番地10
債務者　松本　祐治
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
宮崎県日向市大字財光寺793番地
債務者　西村　幸江
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１００号
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡5986番地２
債務者　児玉　妙子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１０５号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目2006番地23
債務者　松元　直子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１１０号
宮崎県日向市大字財光寺3249番地１ＡＫハウス西５号
債務者　髙尾沙耶香
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１１２号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末1742番地
債務者　桝田　徳子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１１３号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原１丁目22番地山下コーポ202号
債務者　岡田　秀市
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２７号
鹿児島県薩摩川内市東開聞町13番21号　グリーングラス105
債務者　梶原　静香（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
鹿児島県出水市住吉町35番11号
債務者　柴田あけみ
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1226番地１
債務者　古賀　敏雄
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
鹿児島県薩摩川内市中郷町6204番地５
債務者　古園　康子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
秋田県由利本荘市石脇字竜巻４番地37
債務者　柴山　友也
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第５４号
愛媛県西予市野村町坂石741番地１
債務者　武田　弘吉
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部